

令和5年12月27日

一般社団法人日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局総務課
医療国際展開推進室

【情報提供】宿泊施設における訪日外国人への民間医療保険加入促進について

平素、厚生労働行政に対するご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

本年3月31日に閣議決定された観光立国推進基本計画において、観光立国の持続可能な形での復活に向け、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組むこととされ、持続可能な形での観光立国の復活に向けて、本計画を政府一丸、官民一体となって着実に実施することとされています。

訪日外国人旅行者数は、個人旅行を解禁した昨年10月以降、堅調に回復してきているところですが、平成30年6月14日に取りまとめられた「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」において、外国人観光客自身が予期せぬ病気やけがの際、不安を感じることなく医療等を受けられ、安全に帰国できる仕組みの構築や、可能な限り多くの外国人観光客の加入を目指した旅行保険への加入勧奨に取り組むこととされています。今後も外国人観光客数の増加が見込まれる中、日本滞在時に安心して医療が受けられるよう、民間医療保険加入促進のための取組をさらに進めていく必要があります。

今般、観光庁との連名により、別添のとおり、宿泊団体（※）に対して事務連絡を発出し、訪日外国人の民間医療保険加入促進に向けた協力依頼をいたしましたので、情報提供させていただきます。

※ 別添は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会宛てに発出した事務連絡となりますが、一般社団法人全日本ホテル連盟、一般社団法人日本旅館協会、一般社団法人日本ホテル協会宛てにも、同様の事務連絡を別途発出しています。

事務連絡
令和5年12月25日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室
観光庁参事官（外客受入担当）付 外客安全対策室

【協力依頼】宿泊施設における訪日外国人への民間医療保険加入促進について

平素、厚生労働行政及び観光行政に対するご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。

本年3月31日に閣議決定された観光立国推進基本計画において、観光立国の持続可能な形での復活に向け、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組むこととされ、持続可能な形での観光立国の復活に向けて、本計画を政府一丸、官民一体となって着実に実施することとされています。

訪日外国人旅行者数は、個人旅行を解禁した昨年10月以降、堅調に回復してきているところですが、平成30年6月14日に取りまとめられた「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」において、外国人観光客自身が予期せぬ病気やけがの際、不安を感じることなく医療等を受けられ、安全に帰国できる仕組みの構築や、可能な限り多くの外国人観光客の加入を目指した旅行保険への加入勧奨に取り組むこととされています。今後も外国人観光客数の増加が見込まれる中、日本滞在時に安心して医療が受けられるよう、民間医療保険加入促進のための取組をさらに進めていく必要があります。

そのため、貴会におかれましては、宿泊施設において、以下の加入勧奨ツール（チラシ・動画）を活用し、外国人観光客のチェックイン時等において、民間医療保険加入に関するご案内をしていただくよう、貴会会員に対する周知及びご協力依頼を賜りますようお願いいたします。

なお、訪日外国人旅行者が民間医療保険に加入することによる外国人本人や宿泊施設側の利点につきましては、別添をご参照ください。

【参考】

- 民間医療保険加入勧奨ツール（チラシ・動画）（観光庁ホームページ）

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html?fbclid=IwAR28PS6Q254GsdBzwLpI2-MjsCJLWGT4vn9iWIK44Q2wAV5R6Y85z8JAZI

- 民間医療保険加入案内ページ（日本政府観光局（JNTO）ホームページ）

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/do_travel_insurance03.html

（入国後5日以内に申込可能な民間医療保険）

（担当部署）

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

電話：03-3595-2317

観光庁参事官（外客受入担当）付外客安全対策室

電話：03-5253-8972

(別添)

訪日外国人旅行者が民間医療保険に加入することによる外国人本人や宿泊施設側の利点
(日本政府観光局 (JNTO) ホームページに掲載されている民間医療保険)

- 体調不良の宿泊者が発生した際に、訪日外国人旅行者向け海外旅行保険に加入した場合、付随するサービスとして、コールセンターで以下のような対応が可能となり、宿泊施設側の負担軽減につながります。

- 最寄りの外国人患者の受入可能な医療機関を紹介・手配
- 入院時の医療機関との連絡調整
- 退院後の帰国時の移送手段の手配・移送費用の補償

上記対応を「英語・中国語・韓国語を含む多言語」により、宿泊施設のスタッフに代わり対応を行うことが可能となります。

- 上記以外の付随サービスとして、訪日外国人旅行者向け海外旅行保険に加入した場合、

- アプリにより、災害発生時にプッシュ通知での情報配信、避難場所への経路検索、災害時に役立つ連絡先一覧の紹介
- パスポートやクレジットカードの紛失・盗難時に多言語でのサポートが可能となります。

- 入国後5日以内に申込が可能であり、申込後の効力は翌日0時から生じます。

【参考①】

○民間医療保険加入ツール（ポスター、動画）

ポスター（英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語）

観光庁
Japan Tourism Agency

日本を旅行中の医療費は高額になるケースがあります。

【高額事例】
自転車と衝突し、
外傷性気胸・肋骨骨折の場合
手術 + 入院 + 移送
750万円

が旅行中の外国人は、医療費が非常に高くなり、
高額な治療費を支払う必要があります。
高額な治療費を支払うことができない場合は、
日本への入国を拒否される可能性があります。

医療費不払いの経歴がある訪日外国人は、以降の日本への入国を拒否される可能性がありますのでご注意ください。

日本入国後でも加入できる、旅行保険があります。

● 高額な治療費でも対応する1,000万円の治療費補償
● 「連絡サービス」・「医療機関紹介・手配サービス」付
● COVID-19も対象

詳しい情報はこちら▶

Japan Tourism Agency

There are cases in which medical expenses during a trip to Japan can add up to a high amount.

[Example of High Cost]
Collision with a bicycle resulting in traumatic pneumothorax and fractured ribs
Surgery + Hospitalization + Transport
7.5 million yen

Surgery, 19-day hospital stay, attending physician, flight back to the US on civilian aircraft (business class)
Source: Tokio Marine International Reassurance Co., Ltd.

Please be aware that foreign visitors who fail to pay their medical expenses may be denied entry into Japan in the future.

You can purchase travel insurance even after you enter Japan.

動画（英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語）

旅行保険の加入を忘れずに！（30秒）

Japan. Endless Discovery.

<Visitors to Japan>

You need insurance* that provides sufficient coverage in the event of an emergency.

0:08 / 0:30 insurance that covers medical expenses during your stay

【参考②】

○民間医療保険加入案内ページ（日本政府観光局（JNTO）ホームページ）

JAPAN: the Official Guide
日本語

安心して旅行をするため、
十分な補償がある民間医療保険*に
加入することを強く推奨します。

民間医療保険*は、旅行出発前に、または、日本到着時に加入可能です。

旅行中の方が一のケガや病気に備えましょう。

*滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。

日本入国後でも加入できる旅行保険があります

日本に入国後でも加入できる民間医療保険は、COVID-19を含めて日本滞在中に十分な補償を受けられます。

- 高額な治療費でも対応する1,000万円の治療費補償
- 「通訳サービス」・「医療機関紹介・手配サービス」付
- COVID-19も対象
- 医療費のキャッシュレス*対応の交渉など

*治療費などの請求を短期滞在入国者等に行わず、請求書を保険会社（サービスを委託しているアシスタント会社を含む）に送付することにより、短期滞在入国者等が医療機関等にその場での費用清算なく受診できる仕組み

民間医療保険はオンラインですぐに加入できます。十分な補償・サービスの保険に加入して日本の旅を楽しみましょう。

※日本入国前にはアクセスできません

PURCHASE JAPAN TRAVEL INSURANCE
CLICK HERE